○財務省告示第四十一号

国債の発行等に関する省令（昭和五十七年大蔵省令第三十号）第五条第十一項の規定に基づき、平成二十八年一月十五日に発行した利付国債の発行条件等を次のとおり告示する。

平成二十八年二月九日

財務大臣　麻生　太郎

一　名称及び記号　利付国庫債券（物価連動・十年）（第二十回）

二　発行の根拠法律及びその条項　特別会計に関する法律（平成十九年法律第二十三号）第四十七条第一項

三　振替法の適用等　社債、株式等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号。以下「振替法」という。）の規定の適用を受けるものとし、その振替機関は日本銀行とする。

四　発行方法　価格を競争に付して行われる入札（以下「価格競争入札」という。）による発行（以下「価格競争入札発行」という。）及び価格競争入札の募入の決定をした後に行われる入札であって、財務大臣が各国債市場特別参加者ごとに応募限度額を定めるものによる発行（以下「国債市場特別参加者・第Ⅱ非価格競争入札発行」という。）

五　募入決定の方法

イ　価格競争入札発行　各申込みのうち応募価格の高いものからその応募額を順次割り当てる。

ロ　国債市場特別参加者・第Ⅱ非価格競争入札発行　各国債市場特別参加者ごとの応募限度額の範囲内において各申込みの応募額を割り当てる。

六　発行額

イ　価格競争入札発行　額面金額で四千九百九十九億円

ロ　国債市場特別参加者・第Ⅱ非価格競争入札発行　額面金額で四百三十億円

七　払込金額

イ　価格競争入札発行　五千二百十八億九千五百六十万円

ロ　国債市場特別参加者・第Ⅱ非価格競争入札発行　四百四十八億九千二百万円

八　最低額面金額　十万円

九　振替単位　振替法の規定による振替口座簿の記載又は記録は、最低額面金額の整数倍の金額によるものとする。

十　発行日　平成二十八年一月十五日

十一　発行価格　額面金額百円につき百四円四十銭

十二　利率　年〇・一パーセント

十三　発行日の想定元金額　額面金額の総額×1.003

十四　想定元金額の計算方法　各利子支払期及び償還期限における想定元金額は、各利子支払期及び償還期限の属する月の三月前の消費者物価指数（総務省統計局が統計法（平成十九年法律第五十三号）第二条第四項に規定する基幹統計である小売物価統計のための調査の結果に基づき作成する全国消費者物価指数のうち生鮮食品を除く総合指数をいう。以下同じ。）を百三・二で除して得た数（小数点以下第三位未満の端数があるときは、これを四捨五入したもの。）に額面金額を乗じて得た額とする。ただし、消費者物価指数の基準改定が行われ、改定後の基準に基づく消費者物価指数が公表された場合には、財務大臣が定める日以降の各利子支払期及び償還期限における想定元金額は、財務大臣が定める方法により算出される数（小数点以下第三位未満の端数があるときは、これを四捨五入したもの。）に額面金額を乗じて得た額とする。

十五　経過利子の払込金額　募入決定の通知を受けた者は、払込金額に加え、次の算式により算出した金額を第二十二号に規定する期日に払い込むものとする。

$$\text{額面金額の総額} \times 1.003 \times \frac{0.1}{100} \times \frac{127}{365}$$

十六　初期利子　平成二十八年三月十日を支払期とし、次の算式により算出した金額を支払う。ただし、支払期が銀行休業日に当たるときは、その翌営業日に支払う（以下、次号及び第十八号において規定する期日について同じ。）。

$$\text{第十四号の想定により算出された想定元金額} \times \frac{0.1}{100} \times \frac{1}{2}$$

十七　第二期以後の利子　毎年三月十日及び九月十日を支払期とし、各支払期において、次の算式により算出した金額を支払う。

$$\text{第十四号の想定により算出された支払期における想定元金額} \times \frac{0.1}{100} \times \frac{1}{2}$$

十八　償還期限　平成三十七年三月十日

十九　償還金額　第十四号の規定により算出された償還期限における想定元金額ただし、当該想定元金額が額面金額を下回る場合には、額面金額とする。

二十　元利金支払場所　日本銀行

二十一　入札参加者　財務大臣から通知を受けた者

二十二　払込期日　平成二十八年一月十五日

○財務省告示第四十二号

国債の発行等に関する省令（昭和五十七年大蔵省令第三十号）第五条第十一項の規定に基づき、平成二十八年一月二十五日に発行した利付国債の発行条件等を次のとおり告示する。

平成二十八年二月九日

財務大臣　麻生　太郎

一　名称及び記号　利付国庫債券（二十年）（第百五十五回）

二　発行の根拠法律及びその条項　財政法（昭和二十二年法律第三十四号）第四条第一項及び財政運営に必要な財源の確保を図るための公債の発行の特例に関する法律（平成二十四年法律第百一号）第二条第一項並びに特別会計に関する法律（平成十九年法律第二十三号）第四十六条第一項及び第四十七条第一項

三　振替法の適用等　社債、株式等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号。以下「振替法」という。）の規定の適用を受けるものとし、その振替機関は日本銀行とする。

四　発行方法　価格を競争に付して行われる入札（以下「価格競争入札」という。）による発行（以下「価格競争入札発行」という。）、価格競争入札と同時に行われる入札であって、財務大臣が各国債市場特別参加者ごとに応募限度額を定めるものによる発行（以下「国債市場特別参加者・第Ⅱ非価格競争入札発行」という。）及び価格競争入札の募入の決定をした後に行われる入札であって、財務大臣が各国債市場特別参加者ごとに応募限度額を定めるものによる発行（以下「国債市場特別参加者・第Ⅱ非価格競争入札発行」という。）

五　募入決定の方法

イ　価格競争入札発行　各申込みのうち応募価格の高いものからその応募額を順次割り当てる。

ロ　国債市場特別参加者・第Ⅰ非価格競争入札発行及び国債市場特別参加者・第Ⅱ非価格競争入札発行　各国債市場特別参加者ごとの応募限度額の範囲内において各申込みの応募額を割り当てる。